

旗・幕及び一つ身に見られる晴明九字葉の飾り縫いに関する研究

家政学部助手 関 智子

はじめに

0歳から3歳になるまでの幼児が着る着物は、一つ身という名で呼ばれる。その名の由来は着物の仕立て方にある。大人の着物は並幅(約36cm)の反物を縫い合わせて身幅を作るため、縫い目が背中の中を通る仕上がりとなる。一方、多くの一つ身は並幅の反物一枚の幅がそのまま身幅となる¹⁾。つまり、一枚の布幅がそのまま身幅となっていることが一つ身の名前の由来である。そしてその仕立て方から、一つ身の背中には大人の着物のような縫い目が存在しない。そのため、一つ身には「背守り」がつけられる。背守りにはいくつかの種類がみられ、大人の着物の縫い目を模したとされる直線状のものや、背中心の家紋を配する位置あたりに簡易な模様を縫ったものが最も多くみられる。他にも、熨斗のように結んだ布やアップリケのようなものが背中心の家紋の位置につけられたものも背守りと称されている。背守りは一つ身に付けることで魔除けとなり、子どもを守ってくれると考えられていた。このような「まじない」を子供の衣服に託すことは、百徳着物²⁾にもみられる。

共立女子大学博物館にも多数の一つ身が収蔵されており、直線状や簡易な模様の背守り(図1、図2)がみられるが、この簡易な模様は背中以外でも見ることができる。それは腰紐の付け根である。

図3にみられるような腰紐の繻は、飾り縫いであると考えられていた。明治時代末に刊行された『裁縫おさいくもの：附・実用小物』³⁾(明治42・45年)は共立女子職業学校の教師である伊藤文子他2名により手芸教育普及を目的として著されたものである。このなかに腰紐の縫いについての項目が存在し、「附紐飾り縫ひ方數種」と目次立てされていることから、腰紐の縫いは飾りとして認識されていたことがわかる。ここで紐飾りとして載せられている図は14種類あり、図3と同じ形もここに含まれている。『裁縫おさいくもの：附・実用小物』以外にも腰紐に施す飾り縫いの図案を記載している裁縫書や教科書は複数存在している。なかには『和洋裁縫大全』⁴⁾のように背守りと腰紐の縫いを共通の図案として掲載しているものもみられる。子供の無事の成長を祈るまじないとして施されていたはずの背守りに腰紐の飾り縫いと同一図案を用いていることは、明治40年代には背守りから呪術的な意味合いが失われていたことを意味するといえる。しかし、呪術的な意味を失ったのは背守りだけではなく、腰紐についても同様のことが言えるのではないだろうか。本論では腰紐の縫いと同様の形の縫いが見られる染織品の用途と照らし合わせることで、これまで一つ身の研究において言及されることのなかった腰紐の繻の意味について検討を行う。



図1 直線状の背守り
鼠平絹地梅樹笹模一つ身(明治19世紀)、共立女子大学博物館蔵



図2 簡易的な模様の背守り
紅地枝垂柳模一つ身(明治19世紀)、共立女子大学博物館蔵



図3 腰紐の飾り縫い
水浅葱縮緬地流水草花模一つ身(明治19世紀)、共立女子大学博物館蔵

腰紐および旗・幕の飾り縫い

腰紐の縫いに図4のような形がしばしば見られる。これらの2種類の形について本論では、四角の中に×を描いたもの（図4左）を縫A、右の輪鼓に似た形状のもの（図4右）を縫Bと表記する。図4と同じ縫いは、旗や幕においても見ることができる。現存する旗や幕の乳⁵⁾には縫Aや縫Bが縫われていることが多い。また、いずれも江戸時代17世紀頃の作とされる「歌舞伎図屏風」⁶⁾や「花下遊楽図屏風」⁷⁾、「都鄙図」⁸⁾に描かれる幕の乳にも縫A・縫Bが確認できる。しかし、旗や幕には縫A・縫B以外にも、図5のような形の縫いも確認できる。

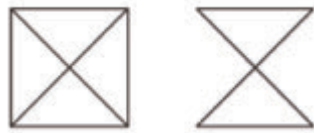


図4 腰紐に見られる縫い



図5 旗・幕の乳に見られる縫い

図5左の格子は九字と呼ばれる図形である。九字とは仏教用語であり、阿弥陀仏の真言（阿弥陀心呪）の九文字や、「南無不可思議光如来」の九文字も九字と呼ばれるが、修験道の行者が山に入るときに行っていた「臨兵闘者皆陳列在前」の九文字を唱えながら呼吸を縦横に切り払うことで災難から身を護る秘法としても知られている。この秘術は「九字護身法」とも呼ばれ、『日葡辞書』（1603-04）にも「Cujigoxinbo（クジゴシンバウ）」の文字がみられることから、修験道の行者以外にも九字護身法は認知されていたと思われる。また、『和漢三才図絵』五（1712）では九字は「九字くもと道家より出で、毎に密に之を呪すれば、則ち一切の横災、避けずといふ所無し。今、真言密家多く用ゐて秘事と為し、字毎に印を結ぶ」と説明されている。

図5中央の五芒星は「晴明」と呼ばれる図形であり、日本国語大辞典では「陰陽道の呪符の称を採った紋様」と説明されている。平安時代の陰陽家である安倍晴明からその名を取ったと考えられる。晴明と呼ばれる五芒星と九字は共にしばしば呪符に描かれているのを見かける図形である。

図5右は漢字の「叶」と同じ形である。叶の形について明確にその意味を説明したものは見当たらないが、『同文通考』⁹⁾では、次のように説明されている。

世ニ傳フル所ニ。天文博士安倍晴明。陰陽ノ學ヲ究テ。兼テ又符術ヲ善ス。五世ノ孫泰親又其祖ニ恥ザリシヨシイヘリ。カ、ルユヘニヨリシニヤ。後ノ世ニ至テハ。此術モツハラ陰陽道ノ業トナレルナリ。其字梵ニアラズ漢ニアラス。又異朝ノ道録ニ見ヘシ符字ニモアラス。（俗間ニ晴明ガ判九字叶字ナドトイフタグヒ多シ）コレタゞ符禁ノ事ニ用フル所ニシテ。世ノ用フル所ニハラズ。¹⁰⁾

ここでは、陰陽の学びを究めた安倍晴明の符術は後世に陰陽道の業と呼ばれるようになり、それに用いる文字は梵字や漢字ではなく、俗に晴明判九字叶字と呼ばれることが多いと述べられている。『同文通考』で叶字と称されていることから、「叶」の形をした縫いは叶の文字を表しているといえる。また、叶の持つ具体的な意味は説明されていないものの、九字晴明と叶をまとめて「晴明ガ判九字叶字」俗称していることから、叶もまじないのために用いられていたものだと考えられる。よって、図5の縫いは3つとも呪術的な意味を持つ図形であるといえる。

現存する旗において「晴明九字叶」の縫いが確認できるものは表1のとおりである。また、「旗幟にみる呪符性」¹¹⁾において岡田は旗や馬印等16点の乳の縫いにどのような縫いが施されていたかを表にまとめている。それを見ると、16点中9点に晴明・九字・叶の3種類が縫われていた。現存する旗等以外にも、『武器袖鏡』¹²⁾に図示された武田家の指物の乳に縫A・晴明・九字・叶・勝が見てとれる。そこで武田家のものとして図示された指物にはムカデが描かれているが、武田家のものとして現存している指物に『武器袖鏡』に図示されたものと同一のムカデが描かれたものがある。現存品の乳

表1 現存する旗・幕の乳の飾り縫い

時代	資料名	縫A	縫B	晴明	九字	叶	所蔵
戦国時代	茜染めの旗	—	○	○	○	○	真田宝物館
桃山時代	五七桐紋旌旗	○	—	○	○	○	下関市立長府博物館
江戸時代	北条家旗指物	○	—	○	○	○	神奈川県立歴史博物館

にどのような縫いが施されているのか確認できていないため断言できないが、『武器袖鏡』を著した今泉定介が実物を根拠とする研究を行っていた故実かであることから現存品にも晴明九字葉の3種類が縫われていた可能性が考えられる。他にも、泉涌寺に伝来する明正天皇（1923-1926）の御遺物である「幕の絵図屏風」（泉涌寺所蔵）に描かれた幕の乳に縫A・晴明・九字・葉が確認できる。そしてこれらの縫いが旗や幕に共通して用いられたわけは、旗や幕を制作する際に晴明九字葉を乳に縫うという指示が兵法書に記されているためである。

訓閲集と旗・幕の飾り縫い

旗・幕についての言及がある兵法書は多く残されているが、そこには実践的な内容だけではなく、呪術的な内容も記されていることが多い。これからとりあげる『訓閲集』も呪術的な内容が多く含まれた兵法書である。『訓閲集』は日本最古の体系的兵法書と考えられているもので、大江維時が唐で『六韜』、『三略』、『軍勝図』などで学んだ内容を和訳したものであるとされるが、これについて綿谷は「大江維時には入唐の事蹟がない。それに『訓閲集』は『六韜』、『三略』の和訳本ではなく、道教的迷信による八門遁甲術（一占法）と八陣その他軍法、雲気占い、真言の呪符・呪言をあつめたもの一要するに、吉備新備以来の加茂家家伝来書の転写であることが明白である。」¹³⁾と述べている。この『訓閲集』を元にした兵法は多数存在し、岡本は『日本兵法史：兵法学の源流と展開』¹⁴⁾においてこれらを4つの系統に分類している。一つ目と二つ目は戦国時代の兵法家である小笠原氏隆から伝わったとされる氏隆伝岡本系¹⁵⁾、氏隆伝上泉系¹⁶⁾、三つ目は小笠原流水島系¹⁷⁾、四つ目は異本諸系¹⁸⁾である。複数の系統に分類可能なほど多くの人に受け継がれてきた『訓閲集』は、『軍書』（宮内庁書陵部蔵）や『小笠原流兵書』（東京国立博物館蔵）など、必ずしも『訓閲集』の名を冠しないものもある。その内容についても伝承の過程で加筆が加えられたものや、逆に省略されたものもある。

『訓閲集』における旗・幕の記述に関しては、仕立てる日は吉日良辰を選ぶことや仕立て上がりには九字護身法の呪文を唱えること、七曜や九曜に基づいて幕の物見を付けることといった呪術的な内容と共にどのように旗・幕を作るかということが述べられている。『訓閲集』と冠された兵法書の中で乳の縫いに関する記述にはどのようなものがみられるかは表2の通りである。

表2 訓閲集にみる旗・幕の乳の縫いに関する記述

書名	年	図に描かれた乳の縫い	記述	所蔵
訓閲集幕蘊奥卷	1703(元禄16)年	(幕)晴明・九字・葉・縫B	耳付様ノ事陽幕廿七陰幕卅六兩端真中ニ力耳ニ宛双付勸請ノ針ヲ以テ付殘ル耳ハ叶形ニ縫也口傳	国会図書館
訓閲集旗之卷	1747(延享4)年	(旗)縫A	—	早稲田大学図書館
訓閲集旗之卷	1811(文化8)年	(旗)九字・葉・六芒星・縫B	耳付様ノ事兩端ノ力耳ニ宛勸請針を以テ雙へ付殘耳ハ叶形ニ縫也	早稲田大学図書館
訓閲集内幕之卷	1811(文化8)年	(幕)縫い無し	耳ハ勸請針殘ハ叶形也	早稲田大学図書館
訓閲集	1813(文化10)年	(余白に)陽力耳に九字・晴明・縫B、陰力耳に九字・葉・縫A	(幕の卷) 耳之事三ツ割長一尺二重ニ折テ寺三分布付殘二寸七分也耳数二十七三十六付ル勸請針口イ	早稲田大学図書館
		(幕)縫い無し	(内幕の卷) 固付様ノ事十二□ニハ五十三□ニハ十六也力耳ハ勸請針殘ハ叶形也□数多時ハ此心ニテ耳数を増ヘシ 𠄎☆叶殘ハ草ノ叶トモ	
		(旗)晴明・九字・葉	耳付様ノ事兩端ノ力耳ニツ宛勸請針ヲ以テ双付殘耳ハ叶形ニ縫也	
訓閲集幕之卷	1815(文化12)年	(幕)晴明・九字・葉・縫B	耳付様ノ事陽幕廿七陰幕三十六兩端真中力耳ニ宛勸請針以双付殘耳叶形縹也口傳	京都大学附属図書
訓閲集十卷之内抜書	記載無し	—	乳数古八所三前後中三所ニ宛付此二宛二重ノ名字并氏又九字十字入	肥前島原松平文庫
訓閲集追加	記載無し	(幕)縫い無し	夫乳ノ縫付様ハ叶ト云字也	肥前島原松平文庫

※年は奥付等に記載された年で表記
 ※下線及び（ ）内は筆者によるもの

表2をみると、複数の訓閲集において「両端や中央の力耳を勸請針で縫う」や、「(勸請針で縫った) 残りの耳を叶形に縫う」といった記述が旗・幕の別なくみられることがわかる。また、訓閲集の多くは旗・幕の作り方を文字で説明すると共に、旗や幕の仕立て上りを図示しており、乳の縫いがはっきりと描かれているものも多数あった。それらの図を見ると、両端・中央の力耳に描かれていた縫いは清明・九字・叶・六芒星のいずれかであった。訓閲集に描かれた図を見る限り、「勸請針で縫う」とされている縫いの形は清明・九字・叶・六芒星の4つであるとも思えるが、『武用弁略 卷六』¹⁹⁾には「乳は☒此形也或叶九字也☆ヶ様ノ物は用ベカラス是☆此誤也」とあり、六芒星(☆)と清明(☆)の誤用があったと考えられる。なお、「勸請」とは神仏の降臨や神託を祈り願うことや、神仏の分身や分霊を他に移して祭ることを意味する言葉である。つまり、勸請針で縫われた清明九字叶には、神仏に対する招請の意が含まれているといえる。



図6 訓閲集幕蘊奥巻に描かれた幕の両端・中央の乳
「訓閲集幕蘊奥巻」(国会図書館デジタルコレクション)

両端・中央の力耳以外の乳は「叶形」で縫うと記されている。旗・幕の図において力耳以外の乳には縫Aと縫Bのいずれかが描かれているため、縫Aと縫Bのどちらも「叶形」と呼ぶことができるように捉えられるが、『訓閲集』(1813)の「内幕の巻」では、縫Aの形を図示したうえで「草の叶」と称している。縫Aと縫Bの両方を「叶形」呼ぶのかについては、『幕温奥極秘傳記』²⁰⁾の記述をみることでわかる。そこには「力耳ハ勸請ノ針トテ四堅五横ノ九字五形叶ノ字ヲ縫陰陽共ニ同事也残ル間々ノ耳ハ陽幕ハ草ノ五形☒俗ニ知幾里陰幕ハ草ノ叶☒俗ニ舛形」とあり、陽幕・陰幕²¹⁾の両方とも力耳は「勸請の針」で「九字五形叶の字」に縫い、残る耳は「陽幕は草の五形」、「陰幕は草の叶」にて縫うと記されている。そして草の五形に縫B、草の葉に縫Aの図が添えられている。ここでは勸請針で縫うとされる形が「清明・九字・叶」ではなく「九字五形叶の字」とされているが、同書に「九字五形叶草ノ五形縫カヨシ」の文言に続いて四角で囲われた☆、叶、☒、縫Bが描かれていることから、五形は清明を指す言葉であるとわかる。つまり、「草の五形」とされる縫Bは「草の清明」であり、縫Aは「草の葉」といえる。また、ここでの草は「真草行」という物事の格を示す言葉における「草」を指すと思われる。真草行において真は正格、草は破格を意味し、行は真と草の中間のものとなる。

縫Aや縫Bが草の葉・清明であるとするならば、勸請針で縫われたものは真の清明・葉であったと考えられる。しかし、なぜ真と草を使い分ける必要があったのであろうか。『武用弁畧』卷6²²⁾の旗に関する箇所には次のようなことが記されている。

乳數ハ廿八或廿五又ハ廿七乃卅六ニ至ル上下ハ右圖ノ如一所ニ宛付ル也幕ノ如ク九字五形ヲ并テ縫也惣而縫様針返ヲセズ折返ヲモ嫌ベシ

『武用弁畧』では「乳に幕と同じように九字五形を並べて縫い、その縫い方は返し針を行わない」と述べられているが、なぜ返し針を行わないのかについては『母衣傳記』²³⁾に記されている以下のことが理由になっていると思われる。

縫様ニ真草アリトハ真ハ二重縫草は撮縫也真ノ縫ヤウヨシ射向ノ方ヨリ段々下ヨリ上へ縫フガ法也軍器ハ返シ針ヲ忌ム故ニ糸ヲ縫捨ニシテ糸先を結テツニへ勝木ノ脂ニテ留ル也

『母衣傳記』では「真は二重縫い」、「草はつまみ縫い」と書かれている。これらの縫い方はどのような縫い方であったのだろうか。二重縫いは、現代の和裁においては二枚の布を縫い合わせる際に最初に縫った縫い目と平行にもう一度縫う縫い方のことで、着物の背縫などに用いられる縫い方である。しかし、現存する旗や幕の清明九字叶は縫い目が二列になる縫い方はされていない。一方

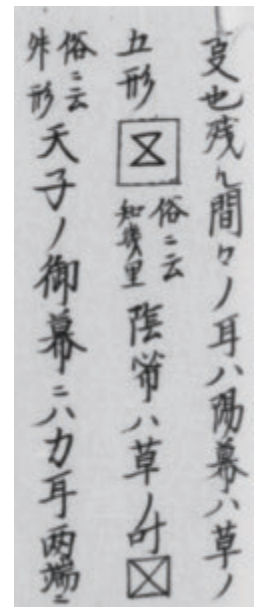


図7 『幕温奥極秘傳記』
東北大学附属図書館蔵

で現代のレザークラフトにて用いられる縫い方では、別の縫い方を二重縫いと呼んでいる。その縫い方は、2本の糸を用いてそれぞれの糸を同じ穴に通して縫うことを2回繰り返す縫い方であり、出来上がりの針目（縫い目）が二重になる。レザークラフトにおけるこの縫い方は負荷がかかる場所に用いられるもので、旗や幕の両端と中央という負荷がかかる部位の乳を縫うのにも適している縫い方だといえる。また、現代の裁縫において針目が二重になる縫い方には「本返し縫い」という縫い方がある。この縫い方は針目をひと針ずつ返す縫い方で、表からは針目が間隔を開けずに並び、裏は針目が半分ずつ重なった状態になる。単なる並縫いであれば一つの縫い目に一本の糸が渡っただけの状態になるが、本返し縫いをすれば糸が二重になるため強度が増す。レザークラフトにおける二重縫いと本返し縫いのどちらにおいても、糸が二重になる部分ができるため、二重縫いの名称に該当するといえる。つまみ縫いは、生地の一部を摘み上げて縫う方法であり、返し縫を必要としない縫い方である。「軍器は返し針を行わない」という記述があるが、負荷のかかりやすい両端と中央は強度を増すためにレザークラフトにおける二重縫いもしくは本返し縫いで真の晴明叶と九字を勧請針で縫い、その他については返し針を避けるために、返し針を用いず縫うことができるつまみ縫いをういたと考えられる。

また、力耳以外の乳を草の叶 (⊗) で縫うことには、返し針を避けること以外の目的もあったと思われる。『幕温奥極秘傳記』²⁴⁾に「九字五形又ハ草ノ五形計ニテハ乳ノ耳浮クニヨリテ針目四方へ渡シテ中ニ九字五形草ノ五形縫カヨシ」の記述に続いて四角で囲われた☆、叶、■、⊗ (縫B) が描かれている。ここで「勧請針で縫われた晴明九字叶と縫Bは乳の耳が浮いてしまうため、四角に縫った中に晴明九字叶縫Bを縫うのが良い」と述べられていることから、乳をしっかりと縫い付けるという意味でも、もともと四角で囲われた形である草の叶 (⊗) が適しており、実用的な意味からも旗・幕の乳の縫いに用いられることが多かったのだと考えられる。

旗・幕以外に見られる晴明九字叶

ここまで見てきたように、旗・幕に見られる晴明九字叶は陰陽道の符術に関連した呪術的な形であることがわかった。また、返し針を忌避するために用いられた縫A・縫Bも、真の針目（勧請針）の叶や☆の代替であることから草の針目といえども呪術的な意味が含まれていたといえる。そして、これらの縫いは旗・幕の乳だけに用いられるものではなかった。

『旗竿温奥傳記並旗吉相凶相之傳記』²⁵⁾には、旗を収める袋の図に晴明九字叶の文字が見られる(図8)。この図の直前には旗の袋に関する内容が記されているが、そこには晴明九字叶についての言及はみられない。しかし、旗や幕の乳と同様に勧請の意味を込めて晴明九字叶を用いていると思われる。『保呂温奥傳記』²⁶⁾では、母衣^{はろ}²⁷⁾に晴明九字叶を縫うと記されている。

竜子ハ勝木ニテ長サ一寸指渡モ同シ小口ニ■九字ト勝ノ字ヲ書テ(中略)四処ノ四天ノ下ニハ■☆叶ト糸ニテ勧請針ヲ縫テ其上ニ四天ノ錦ヲ付ル耳ハ下縫ヲ草ノ叶⊗ニ縫テ其上ニ鱗形ヲ付ルナリ

「竜子」は「輪鼓」のことであり、母衣の緒の先に括りつけられている輪鼓形のものを指す。この輪鼓の形は、縫Bと同じ形でもある。母衣の図は上泉信綱伝の『訓閲集』(1756)にも記載があり、母衣の四つ角に■が、6本の乳の根本に⊗が描かれている。

『震結之卷傳記』²⁸⁾では、「鉢巻縫ヤウノ両端ヲ縫テ付テ堅ニ畳テ三針刺ニシテ九字五形ニ留ル」とあり、記述の通り鉢巻の両端にそれぞれ晴明と九字が縫われた図も描かれている(図9)。「訓閲集六具巻」²⁹⁾にも同様の図が見られる(図10)。ここでは「表帯長九尺五寸色ハ何茂□陽同一幅ヲ五ニ畳内ニ此符形ヲ入」とあり、内側に晴明九字を縫うようにと記されている。

『六具之傳記』³⁰⁾では、袴の腰帯に晴明九字叶を縫うと記されている。

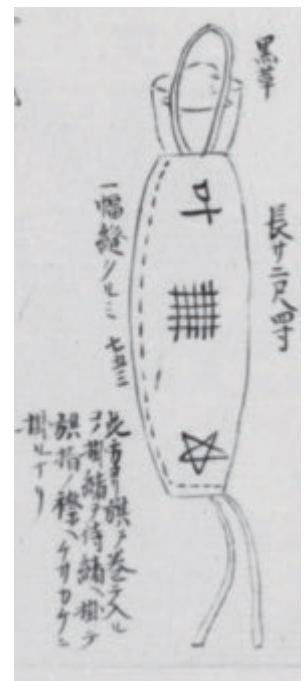


図8 旗袋の図に描かれた晴明九字叶
『旗竿温奥傳記並旗吉相凶相之傳記』
東北大学附属図書館蔵

^{コハカマ} 地衣俗に云陣袴又ハ具足下ノ袴共大将ノハ化粧袴ト云フ地衣ト書テ小袴ト読ヌ當流ノ文字也腰ヨリ下ヲ地ニ形トル意ナリ前六

襷後四襷又前十二襷後八襷六襷モアリ相引ノ処ニ菊花ノ如ク縹ヲ
附ルモアリ腰帶ニ九字五形叶字ヲ白糸ニテ縫ナリ

『訓閩集』³¹⁾の「地衣ノ事」では文章の中に晴明九字叶についての説明は見られないが袴の前後を描いた図があり、その両方の腰帯に晴明九字および草の葉と思われる楕円の中に十字が書かれた図形が描かれている。更に同書「表帯ノ事」では「一幅ヲ五ツニ疊内ニ如図符形ヲ入白糸ニテ三針刺ニ縫」という説明と共に、図10と同様の腰帯の絵が描かれている。そして図のすぐ横には「符形護ヲ付ル意」とあり、晴明九字が守りとして符形であることが明記されている。旗や幕、母衣などの説明には晴明九字叶を付ける意味は記されていないが、いつ命を落としてもおかしくない戦という場所で用いる道具に晴明九字叶を用いたのは、『訓閩集』「表帯ノ事」に記されていることと同様に、使用者の身を守る目的があったのだと考えられる。

ここまでの述べてきたなかで、晴明九字叶が現存する旗や兵法書の中で確認できたことから晴明九字叶は戦に関連するものに用いられているように感じられるが、晴明九字叶は戦と関わりが無い物にも用いられている。仙台市博物館所蔵の「浅葱紅染分綾地松竹梅文様帯」は、伊達綱宗の側室であった三沢初子（1639-1686）の所用とされる帯であり、「浄眼院様御身帯四筋」の墨書がある付札がついている。女性の服飾品であったこの帯には『震結之卷傳記』の腰帯（図9）と同じ箇所に晴明と九字が縫われている。

また、『産科諸伝記』³²⁾内に「産着之卷伝記」という産着に特筆した部分がある。そこにも晴明九字叶を産衣に縫うという記述が見られる。その記述は、産着の畳み方の説明内に登場する。

産着畳ヤウ品々アリ下前上前ト小袖疊ニシテ女子ノ産着ハ袖ヲ内ヘ折テ裾ヲ袖ノ上ニ折テ仰ケテ廣蓋又ハ臺ニモ載又ハ産衣包ニモ包也男子ノ産衣ハ前ノ如ク下前上前疊テ裾ヲ襟ノ方ヘ折掛ケ袖ヲ背縫ノ方ヘ折ウツムキニ臺ヘ積也包トキモ如此也又背通ヲ豎ニ折テ紐ヲ兩氏ニ引合ソロヘ上ガヘノ方ヨリ袖ノ間ヘ取小袖ノ下ヘ廻シ又上ガヘノ方ニテ袖ノ脇マテヤリテ跡ハ襟ノ所ヘモドシテ紐計ヲ三所白キ糸ニテツル也閉様中ハ叶胸ノ方ハ九字袖ノ方ハ五形也カクノコトクシテ上前ヲ上ヘシテ臺ニモノセ産着包ニモ包ナリ

上記に付随する図と併せてみると、産着の背中心から山折りにしたあとに腰紐二本を惹き揃えて上前から下前の方向にぐるりと一周し、上前に戻ってきた紐先の中央の葉を挟んで胸側に九字、袖側に五形（晴明）を白糸で縫い留めるとされている。縫い留めるといふ表現から、引き揃えたもう一本の腰紐も一緒に縫われていると思われる。また、別の畳み方を図示した横に「此時ハ紐ハ結不」とあることから、畳み方によっては紐を晴明九字叶で縫い留めることはなかったと考えられる。

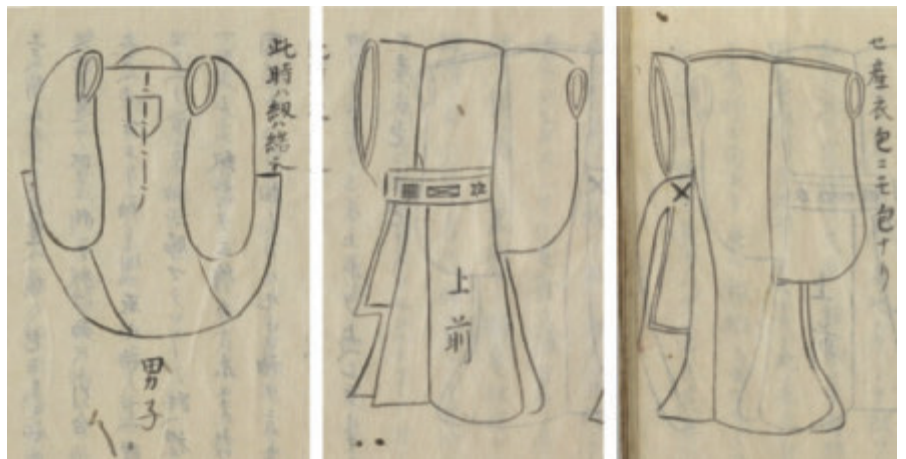


図11 産着の畳み方の図
『産科諸伝記』 京都大学附属図書館蔵



図9 鉢巻の両端に縫われた晴明九字
『震結之卷傳記』
東北大学附属図書館蔵

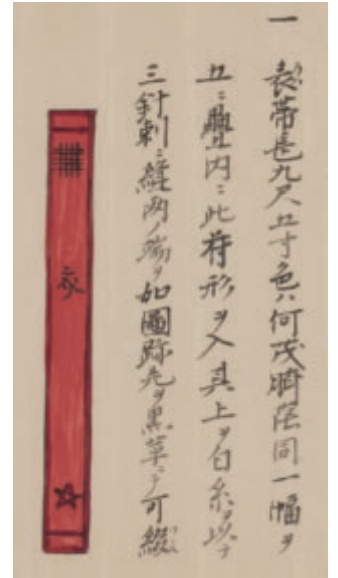


図10 鉢巻の両端に縫われた晴明九字
『訓閩集六具巻』 京都大学附属図書館蔵

図 11 のような清明九字草が腰紐に縫われた一つ身は徳島城博物館に現存している。「宝尽模様葵松竹鶴亀紋付産着」の腰紐には右にのみ清明九字草の葉が縫われている。『産科諸伝記』のように紐同士を縫い留めているわけではなないが、模様の並びは同じである。産着に清明九字草を縫うのは一つ身につけられる背守りと同様に、符術を以て幼子を守り、その成長を願ってつけられたものだと考えられる。

「宝尽模様葵松竹鶴亀紋付産着」には葵の紋がつけられていることから、徳川 11 代将軍家斉 (1773-1841) の実子であり徳島藩 12 代藩主蜂須賀斉昌の養子となった 13 代藩主斉裕 (1821-1868) 以降に作られた産着であることがわかる。そして『産科諸伝記』は江戸時代前期の武家故実家である水島卜也の門弟である伊藤甚右衛門 (1665-1729)³³⁾ によって著されたものであることから、産着の腰紐に清明九字草を縫いつける慣習は江戸時代前期から後期まで続いていたと考えられる。だが一方で伊勢貞丈は『貞丈雑記』のなかで「今は世に弘まりければ諸大名などもかの水島流を用いる事になりたり」³⁴⁾ と述べている。小笠原流の礼法は徳川将軍家にも伝わっているが、複数の流派が存在する小笠原流の中でも庶民の間で広まった一派である水島流の作法が蜂須賀家に逆輸入された可能性も考えられる。

また、清明九字草の用い方については同時代のものでも必ずしも同じ解釈を行っているとは限らない。『甲州兵法軍器図説』³⁵⁾ には乳につて「乳付ケ様付緒目七ニ可付ナリ七曜ヲ表ス又 \square 如此ニ仕ル延重按雄鑑抄ニ叶ト云云ヲ表スル云々兩ノ端ト中ノニツツ、付ルハ \square 如此一ツツ、付ル乳ハ \square 如此ナリ又叶 \square カヤウノ付様用ヘカラズ」と記しており、 \square は葉の字を表すとあるのは同じであるが、真の針目の清明九字草は用いないとしている。甲州流は武田氏の旧臣であった小幡昌盛の子である小幡勘兵衛景憲を祖とする兵法の一派である。景憲は 11 歳 (1582) のときに徳川秀忠の小姓となったが、1595 年にこれを辞して剣術修行と武田信玄の遺臣を訪ねて諸国を遍歴し、信玄の兵法戦略を祖述したとされる。

また、「軍用記」³⁶⁾ には「乳の針めは \square 如此にぬふなり乳を付くるには下のちより段々順に付けてのほるべし又乳をば旗と同じ絹又は布又ふすべ革黒かはなどの類にてもするなり縫め \square 如此するはまんじ \square 此の心なり」と記されている。ここでも乳は \square で縫うとするも、 \square は葉ではなく \square を意味するとしている。「軍用記」は江戸時代中期の故実家である伊勢貞丈 (1717-1784) によるものである。伊勢家は貞丈 4 代の貞衡が江戸幕府に仕えて以来、武家所礼式や故実を家職としており、伊勢流と称していた。

このようにそれぞれの用いた兵法や礼法の流派によって同じ形を取っているものでも解釈が異なっていたため、飾り縫いに込められた意味を考える際は同時代に作られた物であっても何の流派を元にして作られたかを念頭に置く必要があるといえる。

一つ身の腰紐の飾り縫いと草の清明・葉

ここで今一度、一つ身の腰紐に目を向けると、図 4 で示した腰紐の飾り縫いによく見られる縫い目は旗や幕の乳において「草の清明」や「草の葉」と呼ばれる形であった。図 13・図 14 はどちらも徳島城博物館が所蔵する江戸時代後期の産着の腰紐部分である。旗や幕と同様に草の葉を腰紐に縫うと図 13 のようになる。一つ一つの針目が長く、裏側に針目が渡っているのは四つ角と、中央を交差する糸の交点を押さえるための一ヶ所のみであり、腰紐を固定する効果はほぼ無いといえる。また、針目が長いことで糸が他の物に引っかかりやすくなるという欠点も生じる。図 14 のように針目を小さくすることで表の針目が引っかかることを軽減できるが、よく見ると図 14 の中央に×の形を作る糸の針目は、腰紐の生地裏に透けて見えている。腰紐を産着に固定するために縫い付けているのであれば、産着自体に針を通すことになるため、図 14 のように糸が透けて見えることはない。また、×の形を縫う糸よりもずっと細い糸と短い針目で腰紐と産着が縫い留められており、これによって腰紐が産着に固定されていることも見てとれる。よって図 14 の腰紐の縫いは、腰紐を固定するためではなく、×の形を腰紐に縫い表すために施されたものといえる。こ




図 12 宝尽模様葵松竹鶴亀紋付産着と腰紐の拡大図
宝尽模様葵松竹鶴亀紋付産着 (江戸時代 19 世紀)、徳島城博物館所蔵

これらのことから、図3や明治時代以降によく見られるようになる装飾的な飾り縫いと同様に、図14の腰紐の縫いも腰紐を固定するために縫われたものではないことがわかる。そして腰紐によく見られる飾り縫いの形が「草の清明」や「草の叶」であることから、わざわざ腰紐の付け根に縫いを行った意図は旗や幕と同じく符術による守りを目的としていたのではないかと考えられる。

腰紐と幕の共通点は他にもある。『普通裁縫図解』³⁷⁾には、付紐の図が掲載されている。この付紐の図は「涎懸」「産着」「附紐」の順に並んでいることから、子供の衣服の

付紐であると考えられる。図をみると付紐の飾り縫いは男女どちらも根本は×の形で縫われている。相違点は、男児の場合は紐の縫い目が下で、女兒の場合は上になっている点である。縫い目の向きに関しては『訓閲集』にも「縫い目を下へ向けるを陽幕と云い、上へ向けるを陰幕と云う」といったことが記されている。日本では古来、男性は陽、女性は陰とされており、陽幕を雄幕、陰幕を雌幕とも称する。『普通裁縫図解』に見られる子供の付紐の縫い目に区別は、こうした幕の仕立てと共通している。また、前述の『訓閲集』(1813)において「陽幕は草の五形(清明)」、「陰幕は草の叶」とあるように、陰陽で清明と叶を使い分けている。図1のような背中心を通る直線状の背守りは、首の中央から左右どちらに縫い続けるかによって男児のものと女兒のものを区別しており、左は男児、右は女兒とされている。陰陽思想では左は右よりも格が高いとされているため、背守りの左右の区別はこの考え方を元に行っていると思われる。腰紐についても陰陽思想における陽は男、陰は女という考えに基づき、男児と女兒で「草の清明」と「草の叶」を使い分けていた可能性も考えられる。しかし、直線状の背守りに男女で左右の別があると言っても、現存する一つ身はその通りに作られたものばかりではない。また、背守りから本来の呪術的な意味が薄れ、装飾的な飾り縫いが用いられるようになったことを踏まえると、腰紐の縫いが旗や幕の「草の清明」と「草の叶」と同じ機能を持つものだったとしても、それは時代が降るにつれて形骸化していったのではないかと考えられる。

おわりに

旗や幕の乳に見られる縫いは、符術に用いられる文字を縫い表したものであり、「返す」行為を避けるために力耳以外の乳には返し針をせずに縫うことができるとされる「草の清明」や「草の叶」の形を縫っていた。これらは身を護ることを目的として施されたため、呪術的な意味を持って旗や幕などに用いられたことがわかった。身の護りを必要とするのは必ずしも戦の場に限るものではないため、女性や子供の服飾品に清明九字葉が用いられていてもおかしくない。特に子供の一つ身は背守りと呼ばれる魔除けが付けられていることが知られているが、腰紐に見られる縫いに「草の清明」や「草の叶」がよく見られることや、それらが腰紐を固定する用途で用いられた可能性が低いことから、旗や幕と同様の目的をもって付けられたものであり、背守りと同じく呪術的なものであると考えられる。しかし、背守りの針目の方向のように腰紐の飾り縫いが草の清明と草の叶で使い分けられていたのではないかという着眼点が仮説の域を脱するには、まだまだ多くの調査・研究が必要といえる。また、を草の叶と呼ぶのは鎧の房飾りである総角^{あげまき}にも用いられる叶結び³⁸⁾の名称が結び目の表は口、裏は十字になり、合わせると葉の文字になることに由来するのと同じであると考えられるが、草の清明については輪鼓の形と清明の関連が見えないままであるため、併せて今後の研究テーマとしていきたい。

謝辞

本研究を行うにあたり、2023年8月に徳島城博物館との共同調査にて得られた情報及び調査時の画像を使用させていただきました。



図13 産着の腰紐部分

小紋染左卍鶴亀松竹梅紋付産着（江戸時代19世紀）、徳島城博物館蔵



図14 産着の腰紐部分

黒紅麻地亀甲繫菊葵花束模様産着（江戸時代19世紀）、徳島城博物館蔵

た。貴重な調査の機会を設けていただきました徳島城博物館および長崎巖教授（共立女子大学被服学科教授）に記して感謝申し上げます。

註

- 1) 共立女子大学博物館所蔵の「鶴色路地光琳菊模様一つ身」（江戸時代・18世紀後半）は、幅約48cmの反物で仕立てられているため、一つ身は必ずしも並幅の反物で仕立てられるわけではない。
- 2) 丈夫に育った子供や長寿の老人からもらった古製をパッチワークのようにつなぎ合わせ、子供用に仕立てた着物のことで、多くの人から裂をもらって作ると子供が丈夫に育つと伝わっている。
- 3) 伊藤文子等著『裁縫おさいくもの：附・実用小物』〔正〕、大倉書店、1909・1912、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/848626>（参照 2023-11-22）
- 4) 小出新次郎『和洋裁縫大全』巻9、女子裁縫高等学院出版部、1907-1908、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/848911>（参照 2023-11-22）
- 5) 旗や幕をはじめ、幟や蚊帳、羽織などの縁につけられた小さな輪のこと。竿や紐、綱を通すためにつけられる。乳は「耳」と呼ばれることもある。
- 6) 江戸時代（17世紀）、東京国立博物館蔵
- 7) 江戸時代（17世紀）、東京国立博物館蔵
- 8) 江戸時代（17-18世紀）、興福院（奈良）蔵
- 9) 新井白石著の文字研究書。
- 10) 新井白石『同文通考』、1760（宝暦10）年、広島大学図書館蔵
- 11) 岡田保造『旗幟にみる呪符性』『風俗』95号、日本風俗史学会、1988
- 12) 今泉定介編『故実叢書』第21、吉川弘文館ほか、（1928-1931）、p.415
『武器袖鏡』は江戸時代末期の故実家であり、幕府の御家人でもあった栗原信充（1794-1870）によるもの。栗原は文献だけではなく実物を根拠とする総合研究を行ったとされる。
- 13) 綿谷雪『図説・古武道史』、青蛙房、2013、p.39
- 14) 石岡久夫『日本兵法史：兵法学の源流と展開』上、雄山閣、1972
- 15) 岡本の分類によると、小笠原氏隆から上泉信綱（?-1573）等を経て岡本半介石上宣就（1575-1657）に伝わり、各方面へと伝来した系統である。
- 16) 岡本の分類によると、上泉信綱から直系へ伝わったほか、氏隆別系への諸伝も含めた氏隆を中心とした伝書の系統である。
- 17) 岡本の分類によると、小笠原系から江戸時代初期の武家故実家水島卜也に集約され、伝流した系統である。
- 18) 岡本の分類によると、系統が不明であり、内容が雑多で整理されていない編集書をひとつくりとした系統である。
- 19) 『武用弁略』巻六、1856（安政3）年、国立公文書館所蔵
- 20) 伊藤甚右衛門、1703（元禄16）年、東北大学附属図書館蔵
- 21) 伊賀流忍者博物館所蔵『軍法侍用集』三（1664（寛文4）年）は陽幕・陰幕の違いについて「一乳二十八は天の二十八宿をかたどる故に天幕は陽幕ともいふ乳三十六は地の三十禽をかたどる故に陰幕とも夜幕とも云也」とある。占星術である二十八宿や五行の卜に用いられる三十六禽（36種の鳥獣）に基づいて陰陽の別をつけている。
- 22) 木下義俊編『武用弁略』、1684年序、早稲田大学図書館蔵
- 23) 伊藤甚右衛門、江戸時代、宮内庁書陵部蔵
- 24) 伊藤甚右衛門、1703（元禄16）年、東北大学附属図書館蔵
- 25) 伊藤甚右衛門、1703（元禄16）年、東北大学附属図書館蔵
- 26) 伊藤甚右衛門、1703（元禄16）年、東北大学附属図書館蔵
- 27) 甲冑の背に付けて流れ矢を防いだり、戦の場で自身の存在を明示するためにもちいられたりした布で、室町時代以降は竹籠を母衣で包んで用いたとされる。
- 28) 伊藤甚右衛門、江戸時代、東北大学附属図書館蔵
- 29) 『訓聞集六具巻』、1815（文化12）年、京都大学附属図書館蔵
- 30) 伊藤甚右衛門、江戸時代、宮内庁書陵部蔵
- 31) 八幡与一（写）、1813（文化10）年、早稲田大学図書館蔵
- 32) 伊藤甚右衛門、江戸時代、京都大学附属図書館蔵
- 33) 伊藤甚右衛門の生没年は陶智子氏が「伊藤甚右衛門幸氏について」（『社会文化史学』第43号、社会文化史学会、2002）において考察した生没年を表記した。
- 34) 島田勇雄校注『貞丈雑記』1、東洋印刷、1985、p.17
- 35) 萱野延重、1833（天保4）年写、東北大学附属図書館蔵
- 36) 今泉定介編『故実叢書 軍用記』、吉川弘文館 1899-1906、p.88
- 37) 安田操編ほか『普通裁縫図解』、野村長兵衛、1855
- 38) 叶結びの持つ意味は「祈願がかない、願望が成就するようにとの意から、愛敬の守りとして使われ、古くから、鏡の紐、銚子の結び、貝桶の結びにもひろくつかわれてきている。」とされている。（藤原覚一『図説日本の結び』、築地書館、1974、p.146）

参考文献

仙台市博物館『仙台市博物館収蔵資料図録②』、2016

長野市教育委員会文化財課・松代文化施設等管理事務所（真田宝物館）『戦国の真田』、2016

東京都江戸東京博物館ほか『大関ヶ原展』、テレビ朝日、2015

伊澤昭二『図説・戦国甲冑集Ⅱ』（3）、学習研究社、2005

Survey report on costumes and textiles inherited from the Hachisuka family owned by Tokushima Castle Museum

Nagasaki Iwao

[Abstract]

From July 31st (Monday) to August 3rd (Thursday), 2023, the Laboratory of Textile Culture of the Department of Textile and Clothing did an academic survey (complete survey) of costumes inherited from the Hachisuka family of the Tokushima Domain at the Tokushima Prefectural Tokushima Castle Museum. The research was conducted in the following order: women's clothing, men's clothing, children's clothing, and fukusa from the Edo period.

As a result, for women's clothing, three *uchikake*, two *kosode*, one *furisode*, one *katabira*, and one *hitoe* from the late Edo period and first half of the 19th century were found, as well as two *obi* sash from the first half of the 19th century, was also confirmed. As for men's clothing, three sets of *kamishimo*, one *kataginu*, one hakama, and three *noshime* were found.

There are a large number of children's clothing, 18 items, of which 14 items are for baby and small child are four-piece items. Furthermore, when categorized by gender, 12 items were for boys and 6 items were for girls.

Four of the *fukusa* coverlet were made in the late Edo period and first half of the 19th century, two were made in the late Edo period in the mid-19th century, and two were made in the mid-Meiji period and late 19th century.

A Study on the Decorative Stitching of *Seimei Kuji Kano* on Flags, Curtains, and Hitotsumi

Seki Tomoko

[Abstract]

Decorative stitches of "Seimei kuji kano" can be seen on the breast of the banner and curtain. These are also mentioned in military texts as being sewn on banners and camp curtains. The purpose of sewing on the *Seimei Kuji Kano* shapes was to protect oneself with these characters used in the art of shujutsu, and it can be said that they were used with the expectation of magical effects. *Seimei and Kano* have a "So form," and this form is often seen on the waistband of children's kimonos. Children's kimono, Hitotsumi, has an amulet called a "back guard," and it is thought that "So no kano" and "So no Seimei" sewn into the waist cord had the same magical meaning as the banner and curtain.